

令和6年7月

排水設備指定工事店 各位

常滑市下水道課長

排水設備の計画変更にあたっての事前相談について(通知)

日頃は、常滑市公共下水道事業の推進にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、排水設備工事(真空弁ユニット設置)にあたり、下記のような事例がありました。

真空弁ユニットに限らず、公共汚水ます等の排水設備工事は、下水道課において要綱に基づき申請内容を確認しています。指定工事店の皆様におかれましては、**計画変更時は、軽微な変更の場合を除き、施工前に下水道課へ相談していただきますようお願いいたします。**

特に、**公共汚水ますの位置、構造等については、無断で計画を変更したことにより市の管理上支障があると判断した場合、再施工の指示をすることがあります**ので、ご承知おきください。

記

真空弁ユニットの設置にあたり、道路からの距離を約 0.5 メートルと計画して確認を受けていたところ、現地の状況により**下水道課へ相談すること無く計画を変更し、距離を約 3.6 メートルとして施工した事例**がありました。

これにより、**下水道課の管理物である真空弁ユニットを、要綱に定める距離を超える位置に設置された状態**となってしまいました。

この事例においては、**真空弁ユニットの設置位置の大幅な変更であるため、施工前に下水道課へ相談する必要がありました。**なお、施工前に相談があった場合には、下水道課の担当者が現地の状況等を確認し、変更の可否を判断します。

<問合せ先> 常滑市建設部下水道課 業務チーム(澤田・竹内)

電話 0569-47-6124(ダイヤルイン)